錦町森林整備計画 変更計画書

〈平成31年3月変更〉

熊 本 県 錦 町

目 次

| I | 伐採 | 、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項・・・・・・・・ | 1 |
|-------------|----------------|---|----------|
| | 第2 | 荁林に関する事項⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ | 1 |
| | 1 | 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | l |
| | (2) | 人工造林の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」 | 1 |
| | | | |
| Π | 森材 | の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| | | 引伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐 | |
| | 及` | 『保育の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 | 2 |
| | 3 | その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 | 2 |
| | | | |
| | 第5 | 会託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・・・・・・2 | 2 |
| | | 森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 5 | その他必要な事項···································· | <u>-</u> |
| | O | | , |
| Ш | 杰材 | の保護に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| ш | 777 (1) | の体験に因うる事項 | J |
| TT 7 | 木井 | の保健機能の増進に関する事項 |) |
| IV | 稀例 | Ⅵ休健煖肥叼増進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| T 7 | 7 5 | (b) 本.b. o. 故(t) o. b. y) = y 弄.b. 素.否 | _ |
| V | 40. | 他森林の整備のために必要な事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 3 |
| | 1 | 森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| | | (1)森林経営計画の記載内容に関する事項 | 3 |
| | 6 | 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| | 7 | その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 | 1 |

【変更の理由等】

1 計画の変更を要する理由

森林法第10条の5の規定に基づき樹立した錦町森林整備計画の一部を、同法第10条の6第3項の規定に基づき変更する。

- 2 変更計画の内容
 - (1) Ⅱ森林の整備に関する事項「第2 造林に関する事項」
 - ・更新に係る保育の簡素化を図るために植栽した本数を見直したため、「人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数」を変更する。
 - (2) II 森林の整備に関する事項「第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準」
 - ・森林経営管理法(平成30年5月制定)第42条において、「災害防止措置命令」が規定され、森林法第10条10第2項に定める「要間伐森林」制度が廃止されたことから、それに即し「その他必要な事項」を変更する。
 - (3) Ⅱ森林の整備に関する事項「第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項」
 - ・球磨川地域森林計画(平成30年度変更)に、森林経営管理制度の活用の促進に関することが定められたことから、それに即し「森林経営管理制度の活用に関する事項」を追加する。
 - (4) V その他森林の整備のために必要な事項
 - ・球磨川地域森林計画(平成30年度変更)に、森林経営管理制度の活用の促進に関することが定められたことから、それに即し「森林経営計画の記載内容に関する事項」を変更するとともに「森林経営管理制度に基づく事業に関する事項」を追加する。
- 3 効力の発生

平成31年4月1日から効力を生ずる。

4 その他

本文中に記載のある「森林環境譲与税(仮称)」については、森林環境譲与税(仮称)に関係する税法案の成立後、正式名称に読み替えるものとする。

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 〔変更なし〕
- Ⅱ 森林の整備に関する事項
- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。) 〔変更な し〕
- 第2 造林に関する事項 〔変更なし〕
 - 1 人工造林に関する事項〔変更なし〕
 - (1) 人工造林の対象樹種〔変更なし〕
 - (2) 人工造林の標準的な方法
 - ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ森林の確 実な更新を図ることのできる本数とし、下表のとおりとする。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合や保育の簡素化を図るため植栽本数を少なくする場合などは、林業普及指導員又は当町の林務担当部局との相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

| 樹種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数(本/h a) | 備考 |
|-----|--------|--------------------|----|
| スギ | 中仕立て | <u>2,000∼3,000</u> | |
| ヒノキ | 中仕立て | <u>2,000∼3,000</u> | |
| 広葉樹 | 中仕立て | <u>2,000∼3,000</u> | |

- イ その他人工造林の方法〔変更なし〕
- (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間〔変更なし〕
- 2 天然更新に関する事項〔変更なし〕
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在〔変更なし〕
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の 命令の基準[変更なし]
- 5 その他必要な事項〔変更なし〕

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及 び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 〔変更なし〕
- 2 保育の種類別の標準的な方法 「変更なし」
- 3 その他必要な事項
- (1) 過密な森林の間伐に当たっては、風害等による立木被害の防止及び林地の保全等を考慮の うえ、急激な疎開を避け、除々に適正な林分密度に誘導するものとする。
- (2) 育成複層林においては、下層木の健全な生育に必要な林内照度を確保するため、当該林分 の生産目標、対象木の種類・形状・枝張りの状態等を考慮のうえ、下層木の生育状況に応じ て上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。
- (3)シカ等による植栽木の食害を受けている造林地又は受けるおそれのある造林地において下 刈りを行う場合は、坪刈り又は筋刈り等の方法により植栽木の食害を抑制するものとする。
- (4) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における間伐及び保育 の実施に当たっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集団化を図り、森 林施業の集約化及び共同化を推進することとする。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間 伐を推進するほか、作業路網の整備と機械化による効率的な間伐を推進することとする。

- (5) 竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、 継続的な竹類の除去を行うこととする。
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 〔変更なし〕

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 [変更なし]
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 〔変更なし〕
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 〔変更なし〕
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- (1) 森林経営管理制度の活用に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税(仮称)を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たって は、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図 るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意す る。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

(2)森林経営管理制度の活用にあたっての考え方

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林については、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先して行うものとする。

- 5 その他必要な事項 〔変更なし〕
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 〔変更なし〕
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項〔変更なし〕
- 第8 その他必要な事項 〔変更なし〕
- Ⅲ 森林の保護に関する事項 〔変更なし〕
- IV 森林の保健機能の増進に関する事項 [変更なし]
- V その他森林の整備のために必要な事項
 - 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

なお、森林経営管理法第35条第1項の経営管理実施権配分計画により経 営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画による適切な施業 を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計 画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとす る。

- ア Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における 主伐後の植栽
- イ Ⅱの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- エ Ⅲの森林の保護に関する事項
- (2)森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域 〔変更なし〕
- 2 生活環境の整備に関する事項 〔変更なし〕
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 〔変更なし〕
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項 〔変更なし〕
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項 〔変更なし〕
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 該当なし
- 7 その他必要な事項 〔変更なし〕